

○水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付要綱

令和6年3月26日告示第26号

水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、町内の木造戸建て住宅の性能向上改修等をする者に対して補助金を交付することにより、その実施を促進し、もって地震に強い安全・安心なまちづくり、脱炭素社会の実現及び空き家等の活用や除却の推進を図り、本町への移住定住の促進に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造戸建て住宅 在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁構法（ツーバイフォー工法をいう。）による2階建て以下の木造の一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもののうち、店舗等の用途に供する部分の床面積が、建物全体の床面積の2分の1未満であるものを含む。）をいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法の基準に基づき、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が、住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (3) 代替住宅 建替え等に伴う除却工事を行う場合の移転先となる住宅
- (4) 住宅性能向上改修工事 原則として、耐震改修工事と省エネ改修工事を併せて行う工事をいう。
- (5) 耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満である木造戸建て住宅について、建物全体又は1階部分の上部構造評点が1.0以上になるよう補強する工事をいう。
- (6) 省エネ改修工事 木造戸建て住宅において開口部や躯体等の断熱化工事及び設備の効率化により省エネ性能の向上を図るために改修する工事をいう。

(補助対象事業)

**第3条** 補助対象事業は、次の各号に定める内容とする。

- (1) 住宅性能向上改修工事
- (2) 建替え等に伴う除却工事で次のいずれかの工事を行うもの
  - ア 木造戸建て住宅を除却し、自らが居住するために地震に対する安全性が確保された住宅の建築及び賃借等により確保するための木造戸建て住宅の除却工事
  - イ 相続又は遺贈により取得した木造戸建て住宅（自らが居住している住宅を除く。）で、相続開始日から起算して3年を経過する日の属する年の翌年1月末日までに除却が完了する工事
  - ウ 2年以内に自らが居住する住宅を新築するため、木造戸建て住宅の古家付きの土地を購入し、木造戸建て住宅の古家を除却する工事

(補助対象者)

**第4条** 補助対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。ただし、町長が特別の事情があると認めた者については、この限りでない。

- (1) 次条に掲げる補助対象住宅の所有者又は相続人
- (2) 世帯員全員が、本町の町税・使用料等を滞納していないこと。
- (3) 世帯員全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号) 第2条第6号に規定する暴力団員でないこと又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

- (4) 補助金の交付決定前に、第3条第1号又は第2号(以下「性能向上改修等」という。)の契約や工事着手を行っていない者
- (5) 世帯全員がこの要綱に基づく補助金の交付を過去に受けたことがないこと。
- (6) 性能向上改修等の際し、国、県、町その他の団体の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象住宅)

**第5条** 補助金の交付対象となる木造戸建て住宅は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 町内に存在すること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築又は工事に着手したものであること(昭和56年6月1日以後に増築等を行ったものを含む。)
- (3) 耐震診断を実施した結果、耐震診断の上部構造評点が1.0未満であるもの(第3条第2号の場合においては、令和6年1月30日国住市第40号により示された「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」を活用し、倒壊の危険性があると判断したものを含む。)
- (4) 住宅性能向上改修工事において、現に居住者がいること又は工事後に居住する予定者がいること。
- (5) 第3条第2号アについては、申請を行う日において、除却する木造戸建て住宅に補助対象者が居住していること。
- (6) 性能向上改修等により建築基準法(昭和25年法律第201号)及び関係法令の規定に違反するものでないこと。

(補助金額)

**第6条** 補助対象事業に関する補助金の額等は、別表第1に定めるものとし、予算の範囲内で支給する。

(交付申請)

**第7条** 補助金交付申請を行う者(以下「申請者」という。)は、水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付申請書(様式第1号)に別表第2に定める関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

**第8条** 町長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、補助金を交付するかどうかを決定し、申請者に対し水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助事業の内容の変更)

**第9条** この補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、事情により補助事業の内容を変更するときは、速やかにその変更の内容について町長と協議し、承認を得なければならない。

2 交付決定者は、前項に規定する場合において、交付決定を受けた額の変更を伴うときは、必要に応じて水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金変更交付申請書(様式第3号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の変更申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、補助金を交付する

かどうかを決定し、申請者に対し水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（検査等）

**第10条** 町長は、必要と認める場合においては、性能向上改修等の工程を指定し、検査を実施することができる。

2 町長は、前項の検査の結果、当該性能向上改修等が適切に行われていないと認める場合には、当該性能向上改修等が適切に行われるよう交付決定者に指導するものとする。

（実績報告）

**第11条** 交付決定者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の1月末日のいずれか早い日までに、水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金実績報告書（様式第5号）に別表第3に定める関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

**第12条** 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その報告内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その成果が補助金の交付決定の内容と相違ないと認めた場合は、交付すべき補助金の額を決定し、水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金額確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

**第13条** 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた者は、水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

**第14条** 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2） 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- （3） 第10条第2項の規定による指導に従わないとき。
- （4） その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第12条の補助金の額の確定を行った後においても適用する。

3 町長は、第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により通知しなければならない。ただし、補助金が交付されているときは、次条に定めるところによる。

（補助金の返還）

**第15条** 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金返還命令書（様式第9号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

（その他）

**第16条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

**別表第1**（第6条関係）

補助対象事業	補助金の額	補助率	限度額
住宅性能向上改修工事	<b>【耐震改修工事費】</b> 耐震改修工事に要する費用に補助率を掛けた額とし、限度額を上限としたもの。	50/100	900千円
	<b>【省エネ改修工事費】</b> 省エネ改修工事に要する費用に補助率を掛けた額とし、限度額を上限としたもの。	25/100	200千円
建替え等に伴う除却工事	<b>【建替え等に伴う除却工事費】</b> 下記①、②の低い額に補助率を掛けた額とし、限度額を上限としたもの。 ①建替え等に伴う除却工事に要する費用 ②補助対象住宅の耐震改修工事に要する費用（延床面積（㎡）×39,900円）	50/100	900千円
補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。			

**別表第2**（第7条関係）

交付申請書に添付すべき書類	
共通	(1) 補助対象住宅の登記事項証明書の写しその他当該補助対象住宅の所有者等を証明できるもの (2) 建築完了検査における検査済証の写し又は補助対象住宅の建築年月日等を明らかにする書類 (3) 耐震診断結果報告書（建替え等に伴う除却工事の場合は、旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票を代用可能） (4) 同意兼宣誓書（様式第10号）
必要に応じて添付すべき書類	(5) 被相続人との関係がわかる戸籍の写し（補助対象住宅の相続人が申請する場合） (6) その他町長が必要と認める書類
耐震改修工事	(1) 耐震補強計画書

	(2) 耐震改修工事に要する費用の見積書の写し
省エネ改修工事	(1) 省エネ改修工事に要する費用の見積書の写し (2) 省エネ改修工事の内容が確認できる資料
建替え等に伴う除却工事	(1) 建替え等に伴う除却工事に要する費用の見積書の写し 第3条第2号アの事業 (1) 第6条の申請を行う日において、除却する木造戸建て住宅に補助対象者が居住していることが分かるもの (2) 既存の代替住宅に転居を行う場合、代替住宅の地震に対する安全性が証明できるもの 第3条第2号イの事業 (1) 相続開始日が確認できる書類

**別表第3 (第11条関係)**

完了報告に添付すべき書類	
共通	(1) 申請工事に係る請負契約書の写し (2) 申請工事に関する必要経費の支払うことを証する請求書の写し及び領収書の写し (3) 利用者アンケート
耐震改修工事	(1) 耐震補強後の耐震診断報告書（申請時より変更がない場合は省略可能とする。） (2) 耐震補強の施工前、施工中、施工後がわかる写真
省エネ改修工事	(1) 省エネ改修工事の施工前、施工中、施工後がわかる写真
建替え等に伴う除却工事	(1) 建替え等に伴う除却工事の施工前、施工後がわかる写真 第3条第2号アの事業 (1) 既存の代替住宅に転居を行う場合、代替住宅に転居したことが分かる住民票の写し又は賃貸契約書の写し (2) 新築する代替住宅に転居を行う場合、代替住宅の新築工事の請負契約書の写し 第3条第2号ウの事業 (1) 住宅の新築工事の請負契約書の写し

様式第1号 (第7条関係)

年 月 日

水巻町長 様

申請者 〒 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付申請書

水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付要綱第7条の規定により補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助事業の種類(いずれかに☑)

住宅性能向上改修工事

建替え等に伴う除却工事

2. 補助事業の工事期間 年 月 日 ~ 年 月 日

3. 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

4. 交付申請額の算出方法

工事の種類		算出方法
住宅性能向上改修工事	耐震改修工事	補助対象工事費×0.5 (限度額 900 千円)
	省エネ改修工事	補助対象工事費×0.25(限度額 200 千円)
建替え等に伴う除却工事		①補助対象工事費×0.5 ②延床面積(㎡)×39,900 円×0.5 ①②の少ない方 (限度額 900 千円)

5. 補助対象住宅等の概要

所在地	水巻町
建築時期	年 月
構造	木造 階建て
規模	延床面積 $m^2$ (うち、住宅の用に供する部分の延床面積 $m^2$ )
所有者	(申請者との関係: )
居住者	(申請者との関係: )

6. 添付書類

- ①補助対象住宅の登記事項証明書の写しその他当該補助対象住宅の所有者等を証明できるもの
- ②建築完了検査における検査済証の写し又は補助対象住宅の建築年月日等を明らかにする書類
- ③耐震診断結果報告書
- ④同意兼宣誓書(様式第 10 号)
- ⑤被相続人との関係がわかる戸籍の写し(補助対象住宅の相続人が申請する場合)
- ⑥耐震補強計画書(耐震改修工事の場合)
- ⑦耐震改修工事に要する費用の見積書の写し(耐震改修工事の場合)
- ⑧省エネ改修工事に要する費用の見積書の写し(省エネ改修工事の場合)
- ⑨省エネ改修工事の内容が確認できる資料(省エネ改修工事の場合)
- ⑩建替え等に伴う除却工事に要する費用の見積書の写し(建替え等に伴う除却工事の場合)
- ⑪第6条の申請を行う日において、除却する木造戸建て住宅に補助対象者が居住していることが分かるもの(第 3 条第 2 号アの事業の場合)
- ⑫代替住宅の地震に対する安全性が証明できるもの(第 3 条第 2 号アの事業の場合で既存の代替住宅に転居を行う場合)
- ⑬相続開始日が確認できる書類((第 3 条第 2 号ウの事業の場合)
- ⑭その他町長が必要と認める書類

様

水巻町長

㊟

水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金について、次のとおり決定したので、水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

補助金の交付の可否	<input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 不交付
補助対象事業	<input type="checkbox"/> 住宅性能向上改修工事 <input type="checkbox"/> 建替え等に伴う除却工事
交付決定額	円
不交付の場合、その理由	

（注意）

①この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水巻町長に対して審査請求をすることができます。

②この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水巻町を被告として（訴訟において水巻町を代表する者は水巻町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記①の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

水巻町長 様

申請者 〒 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金変更交付申請書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定を受けた事業の内容を以下の理由により変更したいので、水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付要綱第9条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助事業の種類(いずれかに☑)

住宅性能向上改修工事

建替え等に伴う除却工事

2. 住宅の所在地

水巻町

3. 変更申請の理由

4. 補助事業の変更概要(変更する部分のみ記入)

工事期間	変更前		年 月 日 ~ 年 月 日	
	変更後		年 月 日 ~ 年 月 日	
交付申請額	変更前		円	
	変更後		円	
交付申請額の算出	住宅性能向上改修工事	耐震改修工事	変更前	
			変更後	
	改修工事	省エネ改修工事	変更前	
			変更後	
	建替え等に伴う除却工事		変更前	
			変更後	

5. 添付書類

- ① 変更内容を明らかにする書類
- ② その他町長が必要と認める書類

様式第4号（第9条関係）

水 第 号  
年 月 日

様

水巻町長

印

水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更申請のあった補助金について、次のとおり決定したので、水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

補助対象工事	<input type="checkbox"/> 住宅性能向上改修工事 <input type="checkbox"/> 建替え等に伴う除却工事
交付決定額	円 (前回の交付決定額 円)
備考	

様式第5号 (第11条関係)

年 月 日

水巻町長 様

申請者 〒 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記の補助事業を実施したので、水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1. 補助事業名 水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金
2. 補助金の交付決定額 円
3. 添付書類

【共通】

- ①申請工事に係る請負契約書の写し
- ②申請工事に関する必要経費の支払うことを証する請求書の写し及び領収書の写し
- ③利用者アンケート

【住宅性能向上改修工事】

耐震改修工事

- ④耐震補強後の耐震診断報告書(申請時より変更がない場合は省略可能)
- ⑤耐震補強の施工前、施工中、施工後がわかる写真

省エネ改修工事

- ⑥省エネ改修工事の施工前、施工中、施工後がわかる写真

【建替え等に伴う除却工事】

- ⑦建替え等に伴う除却工事の施工前、施工後がわかる写真
- ⑧代替住宅に転居したことが分かる住民票の写し又は賃貸契約書の写し(第3条第2号アの事業で既存の代替住宅に転居する場合)
- ⑨代替住宅の新築工事の請負契約書の写し(第3条第2号アの事業で新築する代替住宅に転居する予定の場合)
- ⑩新築工事の請負契約書の写し(第3条第2号ウの事業の場合)

様式第6号（第12条関係）

水 第 号  
年 月 日

様

水巻町長

印

水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

確定補助金額

円

様式第7号 (第13条関係)

年 月 日

水巻町長 様

(請求者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付請求書

年 月 日付 第 号により確定の通知があった水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額		円		
振 込 先	金融機関名	銀行	本・支店	
		信用金庫	本・支店	
		農 協	本・支所	
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> その他
	口座番号			
	口座名義人	(ふりがな) 氏 名		

※ 口座名義人は、請求者と同一人としてください。

様

水巻町長



水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定を行った事業について、水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付要綱第 14 条の規定により、下記のとおり補助金の交付決定を(一部)取消したので通知します。

記

1. 既交付決定額	円
2. 取消金額	円
3. 取消後交付決定額	円
4. 取消理由	

様

水巻町長



水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金返還命令書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定を行った事業について、水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付要綱第 15 条の規定により、下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

1. 既交付決定額	円
2. 取消金額	円
3. 取消後交付決定額	円
4. 補助金交付済額	円
5. 返還金額	円
6. 返還期限	年 月 日

様式第10号 (別表第2関係)

同意兼宣誓書

年 月 日

水巻町長 様

申請者 住所

氏名

- 1 水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金の交付決定の審査において、水巻町の町税・使用料等の納付について、私を含めた下記の世帯員に滞納がないことを誓約します。また、水巻町の町税・使用料等の納付状況について、私を含めた下記の世帯員が調査されることに同意します。

町税・使用料等の例 …町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、 介護保険料、後期高齢者医療保険料、町営住宅使用料、 町営駐車場使用料、下水道受益者負担金、保育料、 児童クラブ保育料、給食費 など
--

- 2 私を含めた下記の世帯員は、暴力団員及び暴力団関係者ではないことを誓います。
- 3 補助金の交付決定前に、性能向上改修等の契約や工事着手を行っていないことを誓います。
- 4 私を含めた下記の世帯員がこの要綱に基づく補助金の交付を過去に受けたことがないことを誓います。
- 5 私を含めた下記の世帯員が、性能向上改修等に際し、国、県、町その他の団体の補助金等の交付を受けていないことを誓います。
- 6 住宅性能向上改修工事において、現に居住者がいること又は工事後に居住する予定者がいることを誓います。
- 7 交付要綱第3条第2号アに規定する工事(建替え等に伴う除却工事)の場合、現に居住者がいることを誓います。
- 8 本事業の実施にあたっては、水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付要綱の規定を遵守することを誓います。

世帯員氏名